

憲法改正 3つの視点

未来につなぐ
日本のかたち
いまこそ考える



出典:

平成29年版高齢社会白書より

(※3) 神道思想家・葦津珍彦氏は次のように指摘しています。

平成二十九年六月、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が制定されました。これにより、約二百年ぶりに天皇の「譲位(退位)」が実現しますが、政府は、今回の皇位の継承について「天皇陛下がその意思により皇位を譲るというものでなく、この特例法の直接の効果として行われるものである」と答弁しています。これは、「天皇は国政に関する権能を有しない」とする憲法第四条に抵触するとの批判をかわすためであつたと考えられ、現憲法下では、天皇がお気持ちを述べることすら違憲とされかねない現状にあります。しかし、この規定は、GHQが国民の精神的支柱であった天皇の権威の弱体化をはかるために設けたものです。日本国民は、歴史上、天皇を中心として纏まり、幾多の困難を切り抜けてきました。このありがたい天皇の御存在に想いを致すとき、国民の統合をもとめることができるよう、天皇の権能のあり様について、現行憲法規定を見直し、再考する必要があるのではないか(※3)。

「家族を尊重し保護する」規定を設けましょう。

現在、日本の少子化問題は深刻です。昭和二十年代以降、日本の婚姻率・出生率は徐々に低下しており、国立社会保障・人口問題研究所は、約五十年後の日本の人口はおよそ八八〇万人になると発表しています(※4)。少子化の一因とされる婚姻率や出生率の低下は、戦後、家族に対する日本人の意識が急激に変化してきたことと無関係ではありません。その背景には、個人主義を過度に助長する現行憲法の存在があります。歯止めなき少子化は静かな有事であり、この国難ともいえる問題を解消するには、次世代を確保し、育成することが必要不可欠です。そのためには社会保障制度の拡充や教育環境の整備など現実的な施策はもとより、日本の未来を見据え、「家族を尊重し保護する」規定を憲法に明記することが必要ではないでしょうか。

憲法改正の「国民投票」

憲法改正は改正案が国会で発議された後、国民投票で過半数(1/2以上)を獲得することで実現します。
ここでは国民投票の方法について説明します。

1 憲法改正案の提示

憲法改正案は、内容において関連する事項ごとに提案され、投票は憲法改正案ごとに一人一票となります。投票権は年齢が満十八歳以上(※)の日本国民に与えられます。

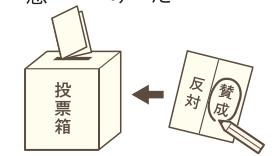
(※) 投票日が平成三十年六月二十日までの国民投票においては、年齢が満二十歳以上の日本国民に与えられます。

(※) 投票所の投票箱に投函します。

○印以外は書かないように注意しましょう。

2 投票の方法

投票用紙に記載された「賛成」または「反対」の文字を「○(丸印)」で囲み投票所の投票箱に投函します。



選挙と同様、投票当日の投票のほか、期日前投票、不在者投票、在外投票も制度が設けられており、これらの投票に係る投票期間については、いずれも国民投票の期日前十四日に当たる日からとなっています。

3 投票日以外に投票する場合

投票用紙に記載された「賛成」または「反対」の文字を「○(丸印)」で囲み投票所の投票箱に投函します。



憲法改正の視点 3 日本の未来のために。

歴史伝統に基づく天皇の権能を明確に位置づけましょう。



平成二十六年に憲法改正にかかる改正国民投票法が施行され、以降、官民の憲法改正に向けた機運は確実に高まりを見せていました。

平成二十九年十月に実施された第四十八回衆議院議員総選挙では、それぞれ主張する点は異なるものの、各政党は憲法について公約として掲げ、選挙戦を戦いました。現在、自民党は、自衛隊の憲法明記、緊急事態条項の新設、教育環境の整備、参議院合解消の四項目を行っています。また、憲法改正の必要性を感じている国民は、各種世論調査によると半数以上に上る結果が出ています。

日本国憲法が施行されて七十年以上が経過しましたが、制定当時と現在では、日本を取り巻く国際情勢や社会環境は大きく変化してしまっています。そこで、「過去」「現在」「未来」の三つの視点から、憲法の抱える問題点について考えて参りたいと思います。

いまこそ考える 憲法改正 3つの視点

いまとおなじみの「未来につなぐ日本のかたち」

日本国憲法が施行されて七十年以上が経過しましたが、制定当時と現在では、日本を取り巻く国際情勢や社会環境は大きく変化してしまっています。そこで、「過去」「現在」「未来」の三つの視点から、憲法の抱える問題点について考えて参りたいと思います。

憲法改正の視点 1 過去を検証し考える。

日本国憲法の制定に、国民の「自由な意思」は反映されていません！



日本国憲法が制定された当時、日本は連合国軍の占領下に置かれ、連合国軍内部の記録では、「占領は秩序正しく行われた」と記されていました。しかし実際には、当時、日本の報道機関に対しても厳格な報道規制があり、これに基づいて厳しい検閲（※1）が行われていたため、米兵による犯罪が多発していましたが、その事実は、一般の国民に公表されることはありませんでした。この他にも連合国軍への批判や日本国憲法制定に関する批判は、GHQの検閲項目として特に重点視されました。日本国憲法はこのような自由な意思を表明できない抑圧された環境下で制定されました。当時の状況に鑑みれば、憲法制定過程で、国民の自由な意思はほとんど反映される余地はなかつたといえるでしょう。以後七十年以上にわたり、日本国憲法は一度も改正されることなく現在に至っています。

（※1）連合国軍により行われた主な検閲項目

①SCAP（連合国最高司令官（司令部））に対する批判、②SCAPが日本国憲法を起草したことに対する批判、③検閲制度への言及、④連合国一般に対する批判、⑤神国日本の宣伝、⑥戦争犯人の正当化および擁護、⑦占領軍兵士と日本女性との交渉など、全部で三十項目あげられました。

憲法改正の視点 2 現在の問題に対応する。



「国を守る」ために自衛隊の憲法明記を検討しましょう。

北朝鮮の核とミサイル開発や中国による我が国の領海侵入など、周辺諸国からの脅威は確実に高まっています。これら脅威に備えるため、日本には自衛隊がありますが、その存在と位置付けは憲法上に明記されていません。平成二十七年六月に朝日新聞が行ったアンケートでは、七割近くの憲法学者が自衛隊を「憲法違反」の存在であると主張し、共産党らによる自衛隊に対する謂れなき非難がなされています（※2）。こうした不当な非難を支えているのは、国を守ることを規定していない現行憲法にあるといえるでしょう。しかし、自國を守る手段として軍隊など自衛のための組織を持つことは、世界的に見ても至極当たり前のことであり、いま、私たちが行うべきことは、目前に迫る脅威への対応を真剣に検討することです。そこで、まずは、自衛隊の違憲論を払拭するために、国の最高法規である憲法に自衛隊をきちんと位置づける憲法改正を実現することは急務といえましょう。

（※2）たとえば平成二十八年六月、NHKの対論番組にて共産党・藤野保史政策委員長（当時）は、戦後初めて五兆円を超えた軍事費について「人を殺すための予算」と発言しています。

いざという時の「備え」を憲法に定めましょう。



一人ひとりの国民もそうですが、国家は常々、平時とともに緊急時があることを想定しておこなうことが大切です。しかし、現行憲法は、占領下でつくられたため緊急時に備えた規定は一切ありません。近年、国際情勢がより厳しさを増す中、武力攻撃やテロ行為等のあらゆる緊急事態は、いつ何処で発生しても不思議ではありません。緊急事態発生時に求められるのは、国や自治体による冷静な判断と迅速な行動です。この点、東日本大震災時には、財产权など一的な権利の制限を伴う迅速な行動を行うための後ろ盾（根拠）が憲法上になかったことから、政府による初動が遅れ多くの二次災害を招く結果となりました。また、現在、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け種々の準備が進められています。なかでも、世界各国より大勢の選手や来賓が訪日したときの緊急時に備えた法整備を行うことは急務といえるでしょう。その根拠となる緊急時の規定を憲法に備えておくことは国の責務であり、日本の「未来」のために、私たちが果たすべき責任ではないでしょうか。

憲法九条二項

「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」